

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2026



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- April 2026 -

外国人従業員の所得税及び特定 専門人材に対する優遇税制の最 新规定と留意事項

■ はじめに

台湾では、2025年度の個人総合所得税申告がまもなく始まります。確定申告期間は2026年5月1日から6月1日までとなります。

外国人従業員の個人所得税申告は、台湾人の従業員に比べてやや複雑です。事前に滞在日数や給与の区分、必要書類を把握しておくことで、申告上の問題を未然に防ぐことが重要となります。

また、人事部門では、申告スケジュールや租税優遇の申請要件を早めに案内することで、外国人従業員にとって、より円滑で規定に沿った働きやすい職場環境を整えることが可能となります。さらに、要件を満たす外国人従業員としても、申請条件を十分に理解した上で、節税効果を有効に活用することが重要です。

今月のJBS NEWSLETTERでは、外国人従業員が個人所得税を申告する際の留意事項を整理するとともに、外国特定専門人材に適用可能な租税優遇について説明します。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 税務上の居住者判定は台湾での「滞在日数」が起点となる
- 台湾源泉所得は「労務提供地」で判定する
- 配偶者・扶養親族を申告する際の要件
- 外国特定専門人材の租税優遇(2026年改正点含む)

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



台湾における税務上の居住者区分の判定

外国人従業員の台湾における税務上の居住身分は、当該年度の台湾滞在日数に基づき判定され、「居住者」と「非居住者」に大別されます。滞在日数は、パスポートに押印されている台湾出入国スタンプの日付、または内政部移民署が発行する「出入国日付証明書」により確認されます。

- 台湾への入境当日は滞在日数に算入しない
- 台湾からの出境当日は滞在日数に算入する
- 年度内に複数回の出入国がある場合は、すべての滞在日数を合算する

1暦年内の滞在日数別の課税身分及び申告義務は、以下の通りです。

1暦年内の滞在日数	税務上の居住身分	申告義務の有無	納税方法
90日以内	非居住者	無し(※) (ただし、例外有り)	源泉徴収を原則とする
91日～182日	非居住者	有り	源泉徴収及び確定申告
183日以上	居住者	有り	源泉徴収及び確定申告

※外国人従業員が源泉徴収対象ではない台湾源泉所得(例えば、従業員ストック・オプションに係る所得)を有する場合は、申告・納税する必要があります。



外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



台湾源泉所得 — 労務提供地を基準とした判定原則

外国人従業員に対して労務報酬が台湾外の雇用主から支払われている場合、台湾の個人所得税の課税対象にはならないと誤解されているケースがしばしば見受けられます。しかしながら、台湾の所得税法及び関連規定に基づき、源泉所得は、労務報酬の支払地や雇用主の所在地ではなく、当該個人が実際に労務を提供した場所を主な判断基準として認定されます。

そのため、外国人従業員が台湾内で労務を提供した場合、その報酬が台湾内の雇用主から支払われたものであるか、または台湾外の雇用主から支払われたものであるかを問わず、当該報酬はすべて台湾源泉所得に該当します。

1暦年内の滞在日数	税務上の居住身分	台湾内の雇用主から支給された給与所得	台湾外の雇用主から支給された給与所得	税率
90日以内	非居住者	全額算入	算入不要のため課税されない	18%
91日～182日	非居住者	全額算入	実際の滞在日数割合に基づき計算	18%
183日～299日	居住者	全額算入	実際の滞在日数割合に基づき計算	累進税率
300日以上	居住者	全額算入	全額算入	累進税率



配偶者及び扶養親族の申告

外国人従業員が台湾において1暦年のうち183日以上滞在した場合、税務上の居住者に該当します。個人所得税の申告にあたっては、規定に基づき配偶者及び要件を満たす扶養親族を申告することができ、免税額、控除額、ならびに基本生活費差額控除等の控除項目を適用することが可能です。配偶者または扶養親族が台湾に居住していない場合であっても、関連証明書類(親族関係及び扶養の事実等を証明できるもの)を提出できれば、扶養対象として申告することができます。なお、初回の申告時に基本情報及び証明書類を提出している場合、原則として翌年度以降は再度提出する必要はありません。

外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



配偶者及び扶養親族の申告(続)

扶養対象	証明書類	例
配偶者	<ol style="list-style-type: none"> 親族基本情報 関係証明書類 	<ol style="list-style-type: none"> パスポートの写し、居留証の写し 結婚証明
父母	<ol style="list-style-type: none"> 親族基本情報 関係証明書類 扶養事実の証明 生存証明(父母が満70歳の場合) 生計維持能力がないことの証明資料(父母が60歳未満の場合) 	<ol style="list-style-type: none"> パスポートの写し、居留証の写し 外国人従業員本人または配偶者の出生証明書または戸籍証明 父母を扶養していることを証明する送金記録または公証書類(注) 医療費の領収書、航空券、またはパスポートに記載された出入国スタンプ 公立病院が発行した証明書や現地政府機関の認証書類
子ども	<ol style="list-style-type: none"> 親族基本情報 関係証明書類 	<ol style="list-style-type: none"> パスポートの写し、居留証の写し 出生証明書または戸籍証明 満18歳の子どもについて、在学中であること、精神または身体の障害があること、または生計維持能力を有しないことを証明する書類を別途提出する必要がある <ul style="list-style-type: none"> 学生証の写しまたは学費の領収書等 医師の診断証明または障害者手帳の写し 公立病院または現地の政府機関が発行した、生計維持能力を有しないことを証明する書類

(注)送金記録を扶養事実の証明として使用する場合、当該送金金額は当年度における1人当たりの免税額基準以上である必要があり、かつ、送金の事実は当該課税年度内に行われていなければなりません。2025年度を例にすると、扶養対象が70歳未満の父母である場合、扶養申告要件を満たすためには年間送金額は97,000台湾元を超える必要があります。また、扶養対象が70歳以上の父母である場合、年間送金額は145,500台湾元を超える必要があります。

外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



外国特定専門人材の租税優遇

外国籍従業員が、「外国専門人材招聘及び雇用法」（中文：「外國專業人才延攬及僱用法」）に指定される分野において特殊な専門知識を有すると認定された場合、「外国特定専門人材所得税減免弁法」（中文：「外國特定專業人才減免所得稅辦法」）に基づき、外国特定専門人材の租税優遇の適用を申請することができます。

租税優遇の基本要件

- 外国特定専門人材の就労許可または就業ゴールドカードを取得していること
- 業務のために初めて台湾に居留していること
- 台湾で主管機関が認可した特殊な専門知識に関連する専門業務に従事していること
- 専門的な業務に従事するために雇用された日、または就業ゴールドカードを取得した日の前5年以内において、台湾に戸籍がなく、かつ台湾の税務居住者ではないこと
- 台湾において1暦年内のうち183日以上居留し、かつ給与所得が300万台湾元を超えること



租税優遇の内容及び適用期間

- 台湾源泉所得：給与所得が300万台湾元を超過した部分の半額に対して、個人総合所得税の課税が免除されます。
- 海外源泉所得：従業員本人の海外所得は、個人基本所得額には含まれませんが、配偶者及び扶養親族の海外所得については、引き続き課税所得に含める必要があります。
- 適用期間：台湾で初めて183日以上居留し、給与所得が300万台湾元を超えた年度から起算して5年間となります。



外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



外国特定専門人材減免所得税弁法の改正

実務上の要望に対応するとともに、外国特定専門人材に対する租税優遇の適用手続を明確化するため、財政部は2026年3月2日付で「外国特定専門人材減免所得税弁法」を改正しました。主な改正ポイントは以下の通りです。

申告期間内に申請しなかった場合の取り扱い

当申告期間内に申請しなかった場合、当該年度の租税優遇が失効する旨が明記されました。

そのため、当該年度の確定申告期限までに申請を行うことが必須条件となります。また、年度途中で出国する場合は、出国前に確定申告及び申請を完了する必要があります。

居留期間要件における柔軟な認定措置

実務上、外国特定専門人材の就労許可または就業ゴールドカードの取得に必要な審査において、比較的時間を要する場合があります。そのため、企業が従業員を予定通り着任させる目的で、先に一般の就労許可を申請するケースがよく見受けられます。本改正では、以下の点が明確化されました。

- 外国特定専門人材の就労許可または就業ゴールドカードを申請し、これと同時にまたはその後別途一般就労許可を申請した場合、一般就業許可の取得をしておくことで、後に外国特定専門人材の許可を取得したとしても、同一の雇用契約に基づき同一の専門業務に従事しているのであれば、一般就業許可の取得時点に外国特定専門人材の資格を満たしたものとみなし、租税優遇の適用を申請することができます。
- 事務手続により確定申告期限までに外国特定専門人材の就労許可または就業ゴールドカードを取得できなかった場合、取得した日から1カ月以内に租税優遇の適用を申請することができます。



外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項



外国特定専門人材減免所得税弁法の改正(続)

留学生として台湾で在学した期間の取り扱い

留学生にとってより利用しやすい制度とするため、台湾での在学期間及び居留期間の延長に係る日数については、租税優遇の基本要件における「専門的な業務に従事するために雇用された日、または就業ゴールドカードを取得した日の前5年以内において、台湾に戸籍がなく、かつ台湾の税務居住者ではないこと」の適用には含めないものとされました。

優遇適用期間中に雇用主が変更した場合の取り扱い

外国特定専門人材が5年間の租税優遇適用期間中に、雇用主が変更した場合であっても、引き続き要件を満たす専門的な業務に従事している場合、租税優遇を継続して享受することができます。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

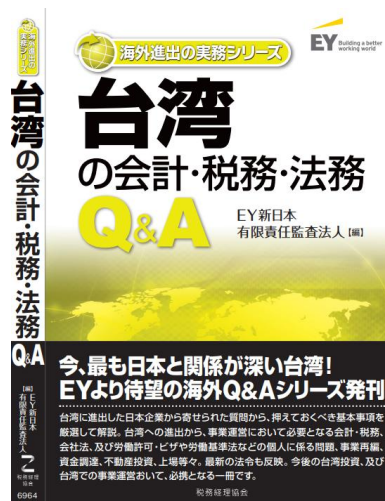
発行月	タイトル
2026年3月	組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024 年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、
またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー

EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

People Advisory Service

林鈺芳 執業會計師
02 2757 8888 67001
Evelyn.Lin@tw.ey.com

黃品棋 執行總監
02 2757 8888 67005
PingChi.Huang@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009240
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

